

徳島市監査委員告示第5号

令和4年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年3月2日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	土	井	昭	一
同	武	知	浩	之

公園発第32号  
令和5年2月6日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和4年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和5年1月31日報告分）に基づく措置状況

都市建設部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
再委託の承諾手続きができていないものがあった。 (公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社)	当該事案については、直ちに再委託の承諾手続きを行いました。今後は、基本協定に基づき、適正に処理を行います。